

第3次 生駒市教育大綱（案）

令和6年 月

生駒市

序 生駒市における教育の考え方

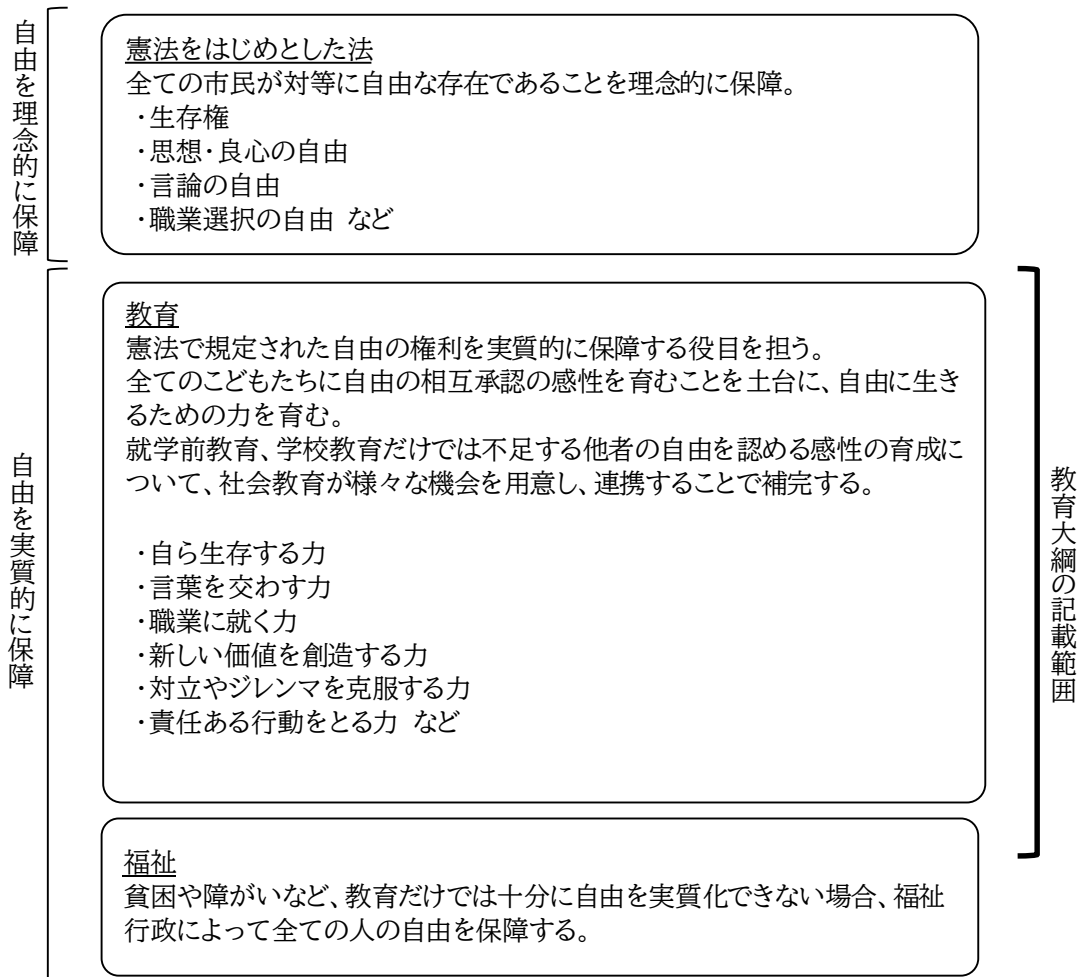
「学制」が公布されてから 150 年以上が経過しました。その間、様々な教育改革を経て、我が国の教育は国際的にみても高い水準を達成し、高度経済成長など社会の発展に大きく寄与してきました。他方で、現代の社会に目を向けると、少子高齢化・人口減少など国内の問題に加え、新型コロナウイルスなどの感染症、気候変動、国家間の紛争など地球規模課題の深刻化や、人工知能（AI）の急速な進化など、予測困難な時代を象徴する事態が生じています。

このような大きな時代の転換期を迎え、私たちは今、改めて「教育とは何か」について真剣に考え、従来の教育の在り方に固執することなく、これからの社会変化を生き抜くために必要な教育を実践していかなければなりません。

今回の生駒市教育大綱の改定に当たり、「教育とは何か」について以下のように再定義します。

憲法をはじめ多くの法律で、生存・思想・良心・言論・職業選択の自由など、全ての人が対等に自由な存在であることを理念的に保障されています。しかし、どれだけ法で自由であることが保障されていても、「自ら生存する力」「言葉を交わす力」「職業に就く力」に加え、経済協力開発機構（OECD）のラーニング・コンパス 2030 に明記されている「新しい価値を創造する力」「対立やジレンマを克服する力」「責任ある行動をとる力」など、それぞれの個人が実際に自由になるための力を得ることができなければ、法で保障された自由は実態を伴わないものになってしまいます。

教育は、全ての人が生きたいように生きられる、生きる道を選択できる自由な存在であることができるよう、上に示した必要な力を育むことで、法で理念的に保障されている各人の自由を実質的に保障するものです。教育によって育まれるべき力は、読み書き計算をはじめとするいわゆる学力だけではありません。人が自由に生きるためには、他者の生きたいように生きられる自由もまた認めた上で、調整し合うことができないければなりません。こどものうちから、他者の自由を認める感性もまた重要な力として育てていく必要があります。



教育が自由を実質的に保障する存在であることと表裏一体の関係にあるのが、教育基本法第 1 条にもあるように、一人ひとりが地域や社会をつくるのは自分自身であるという、主権者としての責任を自覚し、責任を果たすために必要な知識や能力を身につける存在としての教育です。変化のスピードが速く不確実性が高い時代だからこそ、また、定住意向の強い市民が多く市民活動が盛んな生駒市だからこそ、一人ひとりが地域や社会、地球規模の課題などについて学び、意見を表明し、行動を起こすことにより、新たな挑戦が生まれ、変革の推進力となっていきます。

また、デジタル技術が普及した現在、そして未来は、社会制度の見直しや地域づくりなどに市民が直接参画できる機会や手段が生まれる時代でもあります。だからこそ、一人ひとりが当事者意識を持ち、それぞれの置かれた状況、条件、能力に応じた責務を果たせるような社会を、教育を通じて実現していきます。

ラーニング・コンパス 2030 でも、教育のゴールとして「個人そして社会全体のウェルビーイング」を位置付けています。個人だけでなく社会全体の自由や幸せを実現できる人を育てることが、これからの教育に求められています。

また、しばしば議論の対象とされる、教育における平等・公正と競争の考え方についても示します。

教育の機会均等は、どうしても守らなければならない平等といえます。また、義務教育が終わる時点で、全てのこどもたちが学習指導要領で定める一定以上の学力や他者の自由を認める感性を身に付けておく必要があります。一方で、障がいや病気などにより十分な知識や能力を育んでいくことが難しいケースもあります。その場合は、多様な教育の機会を設けることに加えて、福祉や医療などと連携しこどもたちを支える必要があります。近年、学校に通うことが難しい児童生徒の数は増えていますが、学校を楽しく通い学ぶことのできる場所にするのはもちろんのこと、学校の教室以外に多様な学びと成長の場をつくるなど、「不登校」という概念をなくすための具体的な取組も大切です。同時に、特定の分野に強い興味を持ち、特別な才能を持つ人を伸ばしていく教育にも今まで以上に注力する必要があります。教育の平等とは、全てを同じにすることではなく、それぞれのこどもたちの置かれた状況、興味関心、能力に応じた多様な学び方を実現していくことなのです。

つまり、義務教育の入口における教育の機会均等と出口における最低限の力の獲得が保障されるのであれば、そのための方法は多様であるべきです。また、他方では、そのことが保障され、相手を尊重しつつ互いに高め合うことができれば、競争もその方法の一つとして大切であると考えます。

第3次教育大綱を策定するにあたり、数多くのワークショップを実施しました。教育に携わる幼稚園教諭・保育士、小中学校の教職員をはじめ、中学校生徒会や学童指導員、教育委員、社会教育委員、教育委員会事務局の各課の職員など、これからの教育について語り合いました。また、保護者、小中学生にはアンケートを行いました。そういった過程の中でも、自主性・主体性を育むことや、多様性を尊重することが大切という意見が多く、これまで述べてきたような教育の原理を、多くの人が暗黙のうちに共有・認識していることが分かりました。

ここでは、前述した教育についての再定義に基づき、いただいた多くの意見も踏まえながら、生駒市としての教育に関する最も重要な原理原則となる考え方を示しました。

以下に、第3次生駒市教育大綱の詳細を示します。

I 第3次生駒市教育大綱の策定に当たって

1 教育大綱の位置付けと期間

生駒市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」といいます。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、総合教育会議での協議を経て市長が策定するもので、本市の教育行政の根本となる方針と位置付けるものです。

前大綱を策定した令和2年6月から4年が経過し、推進期間が満了を迎えることから、社会情勢等の変化や新たな教育課題に対応していくため、基本理念、基本方針等において改定を行うものです。本大綱は、策定の日から4年間をもって改定の区切りとしますが、随時見直しの機会を確保します。

2 教育大綱の4つの特色

教育大綱の特色は以下の4つです。

(1) 関係者や市民の「協創」による策定

総合教育会議において徹底的な議論を行ったほか、特に重点的に推進すべき分野について、こどもたちを含めた学校現場や社会教育機関など関係者からの意見聴取や、ワークショップ、パブリックコメントの実施など、みんなでつくる教育大綱をコンセプトに「協創(※1)」の考え方に基づいた策定プロセスを採りました。

(2) マニフェストや総合計画などとの整合性の確保と効果的な連携

市長の施政方針やマニフェストを踏まえつつ、総合計画や他の関係する計画との整合性の確保・積極的な連携を図ることにより、学校教育はもちろん、社会教育、子育て・就学前教育など、幅広い学びの分野を考慮しながら、人、地域、そしてそれらを取り巻く環境という視点を持ち、実効性が期待できる教育大綱としました。

(3) 地域力を最大限生かした教育によるまちづくり

これから市の教育を支えていくためには、行政だけではなく、更なる地域力の活用が必要不可欠です。教育の全ての分野において、地域力を最大限生かした取組を進めることによって、生駒の「まち」の更なる活性化につなげていきます。

(4) 第2次生駒市教育大綱を踏まえつつ、4年間で実現すべき新たな方向性を整理

令和2年に策定した第2次生駒市教育大綱における推進状況を踏まえ、中長期的視点を維持しつつ、社会情勢等の変化や新たな教育課題に対応した方向性を再度整理しました。

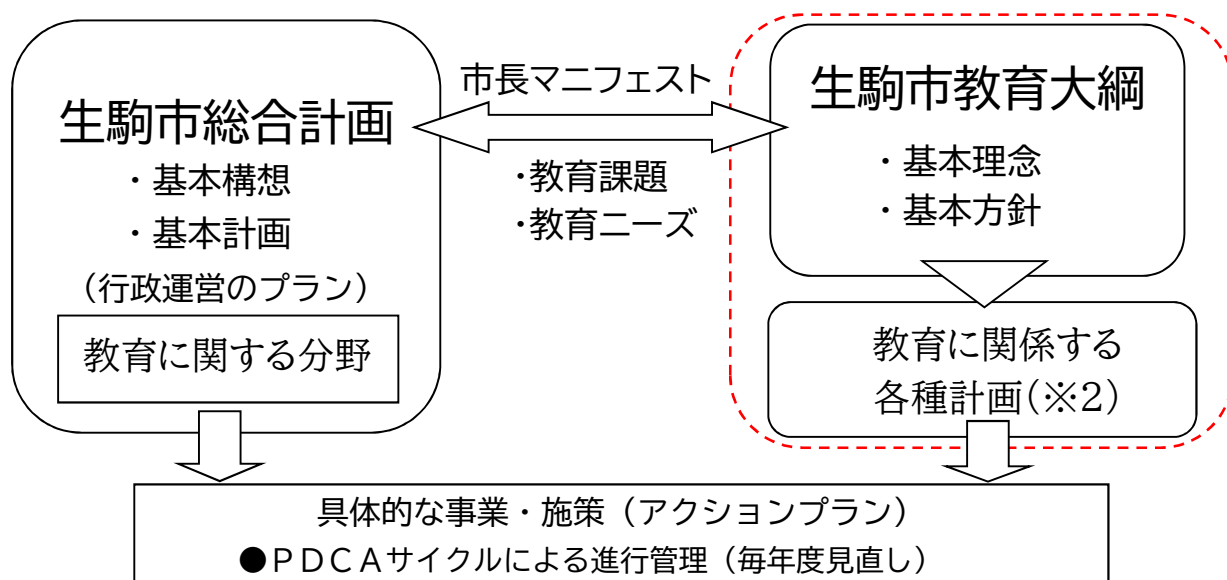
(※1)協創：多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を想像すること。

3 教育大綱と他の計画との関係

教育大綱は、前述の4つの特色を前提に、「基本理念」「基本方針」から成り立ち、「Ⅲ 教育大綱策定後の進行管理」によって、実効性を担保しています。

また、本市のまちづくりの指針であり、行政運営のプランである第6次生駒市総合計画第2期基本計画の中にも教育に関する分野について記載しています。総合計画は市の最上位計画であり、まちづくりを分野別に示したものの、教育大綱は本市の教育行政の根本となる方針であり、基本的には学びに関する計画という整理をした上で、市長マニフェストも反映した内容にしています。

個別具体の施策については、教育に関係する各種計画に位置付けられている具体的な事業・施策を中心に、教育大綱の基本方針に定めた内容を毎年度具体化し、社会変化に適切に対応していきます。（以下、これらの具体的な事業・施策のことを「アクションプラン」といいます。）



(※2)教育に関係する各種計画(教育委員会事務局が所管するもの)

方針・計画名	所管課	策定年月	根拠法令等	計画期間	内容
生駒市学校教育の目標	教育指導課	毎年度	教育委員会において策定	1年	生駒市が目指す子ども像、重点目標、目標実現に向けた取組を提示する。
生駒市社会教育基本方針及び重点目標	生涯学習課	毎年度	社会教育委員会において策定	1年	教育大綱の基本方針を基に社会教育の基本方針及び重点目標を定め、成果を検証しながら施策を推進する。
生駒市スポーツ推進計画	スポーツ振興課	R6年3月	スポーツ基本法第10条	10年	市のスポーツに関する施策を総合的に推進するための目標と目標達成のための方針を示す。
生駒市子ども読書活動推進計画	図書館	H17年3月	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条	H17～	「伝えよう、どきどき、わくわくを！」を合言葉に、家庭・地域・学校が連携して読書環境の整備を進める。
生駒市子ども・子育て支援事業計画	子育て支援総合センター	R2年3月	子ども・子育て支援法第61条	5年	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的、計画的に推進する。
生駒市通学路交通安全プログラム	教育総務課	H26年4月	(文部科学省からの通知による)	—	関係機関の連携体制を構築し、通学路の安全確保に向けた取組を実施する。

Ⅱ 第3次生駒市教育大綱の基本理念と基本方針

1 基本理念

自分らしく「遊ぼう」「学ぼう」「生きよう」 みんなでいこまを楽しもう

今、社会が大きく変動し、多様化が進んでいます。

将来の予測が困難な時代にあって、学びの自由を尊重し、誰一人取り残さない、置き去りにしないことを根幹に据えながら、自分たちの地域・社会・コミュニティは自分たちでつくるという主体性を確立するためには、教育の基本である「信頼して・任せて・支える」ことを改めて大切にしなければなりません。その上で、学びを通じた「人づくり、つながりづくり、地域づくり」によって、一人ひとりの自律、尊重、創造、対話が進み、社会の変化を恐れず、むしろワクワクする挑戦の機会ととらえることで人生をより楽しむことができます。

自分らしく「遊ぶ」とは、目的にとらわれず、自由に発想し、行動し、おおいに日々を「楽しむ」こと。

自分らしく「学ぶ」とは、生涯を通して、ライフステージに応じて、知り、経験し、成長し続けることを「楽しむ」こと。

自分らしく「生きる」とは、遊び、学び、人や地域との関わりやつながりを通して、自らの居場所や役割を見つけ人生を「楽しむ」こと。

そのような市民の毎日が、ますます素敵な「いこまびと(※3)」を育て、ひいては、自分らしく輝けるステージ「いこま」、大きく羽ばたいた後にもいつかは戻ってきたくなるまち「いこま」を創り、誰もが活躍できる楽しく豊かな未来へとつながっていくのです。

(※3)いこまびと：生駒を愛し、「共同・協同・協働」や「自立・自律」ができる人。互いに認め合い、人を思いやる豊かな心と、国際化の時代に対応できる力を持ち、社会で生き抜く人。

平成27年10月及び11月に開催したワークショップでは、「こんな人になりたい」「こんな人でありたい」と思う生駒市民のことを「いこまびと」と表現し、「いこまびと」を目指して、どう学び合えばよいのか等グループ討議を行った。

2 基本方針

基本方針1 主体的に楽しく学ぶ人であるために

1 あらゆる世代の主体的な学びの推進

- ① こどもたち一人ひとりが、自分のペースで自分に合った学び方を選択し、必要に応じて必要な人と共に学び合えるような授業づくりを推進します。また、様々な個性や特性を持った全てのこどもたちが孤立感を覚えることなく、安心して個別最適な学びに向かえるよう、学級ではもちろん、時に学年を超えて学び合えるような心理的安全性の高い学校づくりを推進します。
- ② 日々の授業において探究的な学びを充実し、自分なりの問いを立て、自分なりの仕方、自分なりの答えにたどり着く、こどもたちの自己決定を尊重します。その際、大学・企業・地域団体等の多様な担い手と協働しながら新しいものを創造していく力を育みます。
- ③ 社会を大きく変えうる技術革新が急速に起こっている社会背景を踏まえ、学校教育においては、各教科の知識や考え方を教科の枠にとらわれず横断的に学習する取組を推進します。
- ④ 保護者のニーズや社会の変化も踏まえながら、「遊び」を通して創造的な「学び」につなぐ就学前教育の充実や、一人ひとりに寄り添った保育の充実に取り組みます。また、幼稚園・保育所・こども園・小学校がつながって、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を目指します。
- ⑤ 「得意」や「好き」な分野で様々な学びができる機会を充実し、人生やキャリアを意識しながら不確実性の時代においても自分らしく生き抜く力を育てます。
- ⑥ デジタル・ネイティブ世代であるこどもたちはもちろん、あらゆる世代の市民一人ひとりが AI を含むデジタル技術について学び、責任ある市民として積極活用しながら社会参画するための能力習得を支援します。また、AI そのものの基本原理や個人・社会への影響について学ぶことも推進します。

2 多様性を認識・尊重し行動できる態度の養成

- ① 国籍、LGBTQ、障がいの有無、不登校、特別な才能を持つ子等、一人ひとりの個性や多様性をありのまま受け入れ大切にし、誰もが挑戦、活躍、貢献できる機会を持つことで自己肯定感を高めます。また、その経験を通じて、他者を承認し、他者からの承認を得られるよう、相互承認の感性を育みます。
- ② 教職員・家庭・地域が協働し、こどもたちが多様な人間関係を育めるような学校園づくりを進めます。また、学校運営や地域において、こどもたちが自ら課題を見つけ、対応案を考え、周りの協力を得ながら具体化するなど、自分たちのことは自分たちで決めるという主体性を育む取組を進めます。

- ③ 一人ひとりの個性や多様性を理解・尊重する学びを大切にし、いじめを決して許さない学校づくりをはじめ、こどもたち一人ひとりが生命の大切さを学ぶ具体的な機会を確保します。また、トラブルに対応する力を高める心の教育を重視し、相手を尊重することで自分たちで解決していく力を育成します。
- ④ 全てのこどもたちが共に過ごすためのインクルーシブな場や機会と、一人ひとりに応じたきめ細かな配慮を両輪とした教育を進めます。

基本方針 2 学びを通してつながり合える地域であるために

1 学びをきっかけとした市民同士の交流や新たな活躍の機会づくり

- ① 年齢や障がいの有無、国籍等、置かれた状況に関係なく全ての市民が自分らしく活躍できるよう、身近な地域において自ら学びたいときに学び、新たな知識や情報を得るなど、主体的な学びを通して自己実現や他者とのつながりを得られる機会の充実を図ります。
- ② 自身の得意分野やスキルを生かした市民同士の学び合いにより、若者も含めた幅広い世代の市民が地域で活躍する機会の拡充や世代間交流の推進、学びの継続を図ります。
- ③ 本を通したコミュニティをつくり市民のネットワークを構築するため、図書館をまちづくりの拠点とし誰もが学べる機会を設け、人と本、人と人が出会える場を創出します。
- ④ 市民が芸術に触れる機会や文化芸術活動の成果を発表する機会を広げるとともに、「音楽のまち生駒」の推進など市民との協働による取組を通して文化の担い手を拡充します。
- ⑤ 本市の伝統文化や歴史について学ぶ機会を提供するとともに、調査研究の成果等を通して幅広い世代の市民が地域への愛着を深められる取組を進めます。
- ⑥ こどもから高齢者、障がい者等あらゆる市民が、興味や目的に応じてスポーツを楽しむことができるように、それぞれのライフスタイル・ライフステージにあったスポーツを楽しめる機会をつくります。
- ⑦ こどもたちが、将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、学校部活動の地域移行を見据え、新たな地域クラブ活動の推進や実施主体の活動支援等を行います。
- ⑧ 文化・歴史・スポーツ・読書等の活動を通じて、市民一人ひとりが個性を生かした役割を持って、まちづくりや地域づくりで活躍できるような取組を具体化します。

2 市民同士がゆるやかにつながり、学び、支え合える基盤づくり

- ① 様々な学びを通じて「人づくり・つながりづくり・生きがいづくり」を実現するほか、地域課題への関心を高め、地域づくりへの意識を醸成します。
- ② 地域学校協働活動や市民自治協議会、自治会による複合型コミュニティ等と連携し、学校や地域を拠点とした市民同士の学び合いや居場所づくりとともに、親子と地域とのつながりづくりを進めます。
- ③ こどもたちが安心して成長できるよう、家庭・地域・学校園・事業者・行政が連携し、地域全体でこどもを見守り、育む土壌を育てます。
- ④ 家庭・地域・学校園の連携により、こどもたちの豊かな成長を育むことができるような取組を進めながら、複合的な機能を持ち地域の拠点となるよう、地域に開かれた学校園づくりを進めます。
- ⑤ こどもたちが自ら本に手を伸ばし、読書の楽しさを共有できるよう、こどもの読書推進に取り組むため、家庭・地域・学校園の連携を強化します。
- ⑥ 多くの市民がより気軽に文化・スポーツ活動に参加できるよう、関係機関や関係団体、地域との連携を強化します。

基本方針3 多様な学びを支える環境づくりのために

1 「楽しい学校園づくり」のための学校園運営体制の整備

- ① こどもたち・教職員にとって学校園がより楽しいと感じられるよう、対話を通じて、安心と挑戦との両方を具体化できる学校園づくりを進めます。
- ② 教職員にとって働きがいがあり、社会変化に応じたスキルや力を身につける機会を確保するためにも、教職員の働き方改革に取り組み、指導・運営体制の充実やデジタル化などの業務改善に取り組みます。
- ③ 多様な働き方を選択できるよう柔軟な制度運用を通して、慢性的な講師不足や教職員のなり手不足の解消に向けた取組を進めます。

2 こどもたちの新たな学びを創出する環境整備

- ① 学校園の整備に当たっては安全性を第一とすることに加え、こどもたちと教職員が居心地よくリラックスできる空間を整備します。また、こどもたち一人ひとりの個別最適な学びを実現するために必要な教室・設備を確保すると同時に、他学年のこどもたちや地域の関係者、遠く離れた多様な人たちと共に学ぶ協働的な学びを実現するための環境整備を進めます。
- ② 楽しく通い、学ぶことのできる学校環境をつくることはもちろんのこと、学校の教室以外の場所でも安心して学べるよう、全てのこどもたちにとって居心地がよく、個性を発揮しながら成長できる多様な環境・場づくりを進めます。

- ③ 多様化する学童保育ニーズに対応するため、指導員確保などによる体制づくりや、知識や能力の向上のための人材育成を含めた学童保育環境の整備を進めるとともに、民間事業者による学童保育事業への参入など、保護者やこどもたちのニーズに対応できる環境整備を促進します。
- ④ 待機児童解消を継続し、多様化する保護者ニーズに応えるために、保育所の整備や新たなサービスの検討、公私連携幼保連携型認定こども園への移行を計画的に進めます。
- ⑤ 家庭教育の重要性を認識すると同時に、家庭間の経済格差など、こどもたちの置かれた状況にかかわらず学びを進めることができるよう、これまで以上に教育部局と福祉部局とが連携し、地域共生社会の中での教育の役割や在り方について検討し、具体化します。

3 全ての市民が安心して学び成長できるための環境整備

- ① 市民の生涯学習やスポーツ活動の拠点となる各施設の整備に当たっては、多様化する利用者ニーズを踏まえ、地域活動の活性化につながるような管理方法や施設全体のあり方を検討します。
- ② 市民が郷土の歴史を通してまちへの誇りや関心を高められるよう、市内に存在する文化財の保存を進めるとともに、歴史学習への活用や積極的な情報発信を行います。
- ③ 様々な生きづらさや困難を抱える市民が、自分のペースで成長しながら自己有用感を持って社会生活を送ることができるよう、安心して過ごせる居場所の確保も含め相談・支援体制の充実を図ります。
- ④ 子育てや家庭での心配ごとについて、気軽に相談できる機会やこども自らが相談できる環境を整備し、児童虐待などを未然に防止するとともに、家庭教育の重要性を啓発し、支援を進めます。

Ⅲ 第3次生駒市教育大綱の進行管理

生駒市教育大綱については、4年に1回の改定としていますが、毎年度策定するアクションプランについては、実行と改善を絶えず繰り返し、実効性を担保したシステムとします。また、教育大綱策定の趣旨を広く周知する機会を設定するとともに、基本理念や基本方針に込めた想いを、よりそれぞれの事業に反映できるようアクションプランをはじめとした取組を進めて行きます。

なお、外部評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況について、学識経験者による点検・評価を行うこととなっており、これを活用して行うものとします。